

綾	部	市	立	病	院
桜	が	丘	宿	舎	B
売	却	実	施	要	領
(一	般	競	争	入	札)

綾 部 市

目 次

1 一般競争入札実施要領	・ ・ ・ ・ ・	P. 1
2 入札参加申込書（様式1）	・ ・ ・ ・ ・	P. 7
3 誓 約 書（様式2）	・ ・ ・ ・ ・	P. 8
4 入 札 書（様式3）	・ ・ ・ ・ ・	P. 9
5 委 任 状（様式4）	・ ・ ・ ・ ・	P. 10
6 売 買 契 約 書（案）	・ ・ ・ ・ ・	P. 11

※参考添付

物件調書、平面図、付近見取図、写真

一般競争入札実施要領

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、綾部市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を売買契約の相手方とするものです。

入札参加を希望される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 入札物件

【土地】

所 在	地 番	地 目	地 積	予定価格 (最低売却価格)
綾部市桜が丘一丁目	17 番 6	宅 地	220.37 m ²	6,700,000 円

【建物】

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積	予定価格 (最低売却価格)
綾部市桜が丘一丁目	17 番 6	共同住宅	木造かわらぶき 2階建	1 階 78.86 m ² 2 階 84.46 m ²	4,400,000 円

【予定価格（最低売却価格）】 11,100,000 円

2 入札参加者の資格等

(1) 以下のいずれかに該当する方は、一般競争入札に参加することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

- ・成年被後見人
- ・未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- ・綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- ・破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当する者

次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後三年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、

- 若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- (カ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 綾部市が定めるこの一般競争入札実施要領を承諾せず、順守できない者
- エ 納付すべき市町村税等の滞納がある者

3 入札参加の申込み

- (1) 申込期間 令和8年1月28日（水）から令和8年2月9日（月）まで
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（土・日・祝日等の閉庁日を除く。）
- (2) 申込場所 〒623-0011
綾部市青野町東馬場下15番地の6
健康こども部保健推進課管理担当
電話番号 0773-42-0111（直通）

4 申込方法等

- (1) 申込方法
入札参加申込書（様式1）に必要事項を記載し、記名・押印（実印）の上、必要書類を添えて申込期間内に、正本及び副本（コピー可）各1部を提出してください。郵送による申込みは受け付けませんので、ご注意ください。
- (2) 必要書類
 - ア 入札参加者の住所地又は法人の所在地における市町村税納税証明書
 - イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
 - ウ 住民票（法人の場合は商業法人登記事項全部証明書）
 - エ 誓約書（様式2）
 - ※ 各種証明書は受付時において1か月以内に発行されたもの。
 - ※ 提出いただいた書類は、お返しできません。
- (3) 申込受付時に、一般競争入札参加申込書の副本（コピー）をお渡ししますので、入札当日必ず持参してください。

(4) 申込みに当たっての留意事項

売買契約は、入札参加申込者（落札者本人）と行います。所有権移転登記は、契約の相手方の名義で行い、中間省略登記には応じません。

共有名義での登記を希望される場合、共有者全員の氏名を入札参加申込書に記載し、全員分の必要書類を添えて、提出してください。

5 現地内覧会

現地内覧会は令和8年2月5日（木）午前10時00分から現地にて実施します。

質問は書面での受付となりますので令和8年2月6日（金）正午までに書面で提出してください。

物件調書は参考資料としてご利用ください。（物件調書が現況と相違している場合は、現況が優先します。）

6 入札

- (1) 日時 令和8年2月19日（木）
物件番号2 午前10時15分から

- (2) 場所 綾部市青野町東馬場下15番地の6
綾部市保健福祉センター2階会議室

※ 入札には、基本的に入札参加申込者本人が直接参加し、入札してください。ただし、申請者本人が入札に参加できない場合は、委任状の提出により受任者による入札参加を認めるものとします。

※ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。

※ 入札参加者が一人の場合であっても、入札に参加できる機会（入札公告）を提供していることから、入札を行います。

(3) 入札保証金

ア 入札参加申込者は、入札保証金として、入札金額の100分の5以上の額（円未満切り上げ）の現金を入札当日持参してください。（入札の参加要件となりますので、納付いただきます。）

イ 入札保証金は、落札しなかった者へ入札当日に返還します。落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することとします。

ウ 契約予定日までに落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、違約金として、綾部市に帰属することになり返還いたしません。

(4) 入札時に持参いただくもの

ア 受付時にお渡しした入札参加申込書の副本

イ 入札書（様式3）、封筒、印鑑（実印）、入札保証金

ウ 代理人が入札するときは委任状（様式4）

(5) 入札の方法

- ア 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（実印）の上、入札箱に投入してください。なお、入札当日出席しなかった者又は入札時間に遅刻した者は、棄権したものとみなします。
- イ 入札は、代理人に行わせることができます。代理人は所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（委任状に押印されている代理人の印）及び封筒に封入割印の上、入札箱に投入してください。
- ウ 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (ア) 入札に参加する資格のない者
- (イ) 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者
- (ウ) 入札に関し連合等の不正行為をした者
- (エ) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- (オ) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
- (カ) その他入札条件に違反した者
- (キ) 代理人の入札において、委任状を提出しない者
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した者

(7) 落札者の決定

- ア 落札者は、本市が定めた予定価格（最低売却価格）以上で、最高価格をもって入札した者となります。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者がいるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

(8) その他

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者との売買契約は、落札者が決定通知を受けた日から5日以内（土日、祝日等の閉庁日は算入しません。）に行います。契約書は、市の書式（別途指定）によることとし、契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

(2) 契約保証金

ア 売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を契約保証金として納付してください。(入札保証金を契約保証金の一部に充当することとしているため、その差額を納付してください。)

イ 契約保証金は、売買代金に充当します。

ウ 落札者が契約を履行しない場合、契約保証金は綾部市に帰属することになり返還いたしません。

8 契約上の条件

入札物件について、契約書において次の条件が付されますので、ご注意ください。

(1) 用途制限

ア 落札者は、売買物件を、綾部市暴力団排除条例(平成24年綾部市条例第37号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

イ 落札者は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

ウ 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならない。当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

エ 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

(2) 実地調査

上記(1)の履行状況を確認するため、綾部市は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、落札者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(3) 違約金

上記(1)(2)の条件に違反した場合、落札者は売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として綾部市に支払わなくてはならない。この違約金は、違約罰と解釈し、損害賠償額の予定と解釈しないものとする。

9 売買代金の支払方法

売買契約締結後、30日以内に売買代金と契約保証金との差額を市が発行する納入通知書により支払うものとします。

10 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など綾部市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者は、契約締結後に財産に面積の不足その他隠れた^{かし}瑕疵を発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができません。
- (3) 落札者が売買代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。この際、売買物件は現状のまま引渡します。
- (4) 綾部市は、売買代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。
- (5) 契約書に貼付する収入印紙、登記に要する登録免許税は落札者の負担となります。また、物件の取得に伴い、必要となる不動産取得税（府税）が課税されますのでご注意ください。
- (6) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査などは行っておりません。また、開発などに当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び条例などの法令により、規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (7) 綾部市は、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、草刈などの負担及び調整は行いません。また、越境物の処理については、綾部市は関与しませんので、当事者で話し合ってください。（契約後に判明した場合も同様です。）

11 問い合わせ先

〒623-0011

綾部市青野町東馬場下15番地の6

綾部市健康こども部保健推進課管理担当

電話番号 0773-42-0111（直通）

(様式1)

入札参加申込書

令和 年 月 日

綾部市長 様

私は、綾部市立病院桜が丘宿舎Bの売払いに係る一般競争入札の参加資格条件及び内容等を承諾の上、入札参加申込みをします。

申 込 者 住 所

ふりがな

氏 名

㊞

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

電 話 番 号

1 入札参加物件

物件番号	所 在 地
2	綾部市桜が丘一丁目17番6

2 購入後の利用計画

物件番号	利 用 計 画
2	

3 添付書類

- (1) 市町村税納税証明書
- (2) 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- (3) 住民票(法人の場合は商業法人登記事項全部証明書)
- (4) 誓約書(様式2)

受付印

(様式2)

誓 約 書

年 月 日

綾部市長 様

住所
氏名

㊞

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

私は綾部市が実施する公有財産売却に係る入札参加に当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、綾部市立病院桜が丘宿舎B売却実施要領及び貴庁における入札、契約などに係る諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号及び第4号の規定に該当する者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 5 市有地を購入したときは、これを上記3から4のいずれかに該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と綾部市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 私は、貴庁の公有財産売却に係る「綾部市立病院桜が丘宿舎B売却実施要領」、「入札公告」、「物件調書」、「売買契約書（案）」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

(様式3)

入 札 書

一般競争入札参加要領を承諾の上、入札いたします。

1 物件の表示

物件番号	所 在 地
2	綾部市桜が丘一丁目 17 番 6

2 入札金額

金 額		千	百	十	万	千	百	十	円

(内訳)

土地 円
建物 円

※金額の先頭に「¥」を付してください。

※金額はアラビア数字を使用してください。

※入札者は印鑑登録印（実印）を使用してください。ただし、受任者が入札される場合は、委任状と同一の印鑑（受任者印）を使用してください。

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

ふりがな

氏 名

⑨

（法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。）

（印鑑登録印〔実印〕を使用してください。）

(様式4)

委任状

綾部市長様

私は _____ ⑩ をもって代理人と定め、下記物件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件番号	所在地
2	綾部市桜が丘一丁目17番6

委任期間 令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

おって本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとします。

令和 年 月 日

委任者 住所

ふりがな

氏名

⑩

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

受任者 住所

ふりがな

氏名

⑩

売 買 契 約 書 (案)

土地及び医師宿舍（以下「売買物件」という。）の売買について、綾部市（以下「売主」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「買主」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売主は、その所有する次に掲げる売買物件を買主に売り渡し、買主はこれを買受ける。

【土地】

所 在	地 番	地 目	地 積
綾部市桜が丘一丁目	17 番 6	宅 地	220.37 m ²

【建物】

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積
綾部市桜が丘一丁目	17 番 6	共同住宅	木造かわらぶき	1 階 78.86 m ²
			2 階建	2 階 84.46 m ²

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 落札金額 円（うち、土地価格 円、建物価格 円、消費税及び地方消費税相当額金 円）とする。

（契約保証金）

第4条 買主は、この契約締結と同時に契約保証金として、金（落札価格の10/100以上）円を売主に納付しなければならない。

2 契約保証金は、次条第2項に定める遅延利息及び第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。また、契約保証金には、利息は付さないものとする。

3 売主は、買主が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 売主は、買主が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を市に帰属させるものとする。

（売買代金の納付及び遅延利息）

第5条 買主は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた、金（落札価格から契約保証金を差し引いた額）円を売主の発行する納入通知書により、売り主の定める納付期限までに納付しなければならない。

2 買主が前項に規定する納付期限までに売買代金を支払わないときは、売主は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、買主が売買代金（前条第2項の規定による遅延利息を含む。）の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、買主の請求により売主が囑託する。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、買主の負担とする。

(危険負担)

第8条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、売主の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、買主が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 買主は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に売主に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、売主又は買主は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

(1) 修補をする場合において、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

(2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、売主は修補責任を負わない。

(3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰すことのできない事由によるものであるときを除き、買主は、売主に対し、損害賠償を請求することができる。

(4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(5) 本条の契約不適合により、買主が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(6) 本条の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、買主は、売主に対して、代金減額を請求することはできない。

3 買主が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、売主は本条の責任を負わない。

(用途制限)

第10条 買主は、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 買主は、売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

3 買主は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

4 買主は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前4項に規定する義務を書面によって承継させなければならない、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

5 買主は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して第1項から第4項までに規定する義務に違反する使用をさせてはならない。

(実地調査)

第11条 売主は、前条に定める用途制限の履行状況を確認するため、売主が必要と認めるときは実地の調査をし、

又は必要な報告を求めることができるものとし、買主は、正当な理由なくその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 買主は、第10条及び前条に定める義務に違反した場合、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として売主に支払わなくてはならない。

2 前項の違約金は違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

第13条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、前条の規定にかかわらず、この契約を解除することができる。

2 売主は、買主が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 売主は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合、買主に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

4 買主は、売主が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、売主に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復及び返還金等)

第14条 買主は、売主が前条の規定により解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。

3 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を買主に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、前項に規定するものを除き、買主が支出した一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第15条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第12条の規定とは別にその損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 売主は、第14条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第12条に定める違約金又はこの契約に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の一部又は全部と相殺する。

(契約費用の負担)

第17条 この契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(法令等規制の遵守)

第18条 買主は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売主の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、売主買主協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売主買主両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売主 住 所 京都府綾部市若竹町8番地の1

氏 名 綾部市長 印

買主 住 所

氏 名 印